

## 中間とりまとめに示された各論点のうち相関関係のある事項

以下は、結論を述べたものではなく、中間とりまとめに示された各論点における見直しの方向性について、他の論点にどのような影響があるかという相関関係を例示したものである。

### < 廃棄物の定義 > と < 区分 > との関係

不要物以外のリサイクル可能物を規制対象とする場合、拡大した部分の区分はどのように整理するのか。具体的には、規制面に着目した区分として、不要物より緩やかな規制の適用を受けるものとして独立した区分が必要か否か。

### < 廃棄物の定義 > と < 規制のあり方 > との関係

中間とりまとめでは、不要物以外のリサイクル可能物を規制対象とする場合において、「不要物と比較して、より緩やかな規制とすることも考えられるのではないか」としているところ、具体的にどのように考えるべきか。

### < 処理責任に着目した区分 > と < 規制面に着目した区分 > との関係

規制面に着目して一般廃棄物、産業廃棄物を問わず独立した区分を設けた場合、日常生活に伴い排出するものも事業活動に伴い排出するものも同じ区分となるが、その処理責任はどのように考えればよいのか。

### < 規制面に着目した区分 > と < 規制のあり方 > との関係

有害性やリサイクル促進の観点から独立した区分を設ける場合、これに対する規制については、現行制度との関係も踏まえつつ、どのように整理するのか。具体的には、

- ・有害性のある廃棄物については、現在の特別管理廃棄物制度で不十分な点は何か。
- ・リサイクル促進の観点からの区分については、現行制度の指定・認定による特例で不十分な点は何か。

### < 処理責任に着目した区分及び規制面に着目した区分 > と

#### < 排出者責任及び拡大生産者責任 > との関係

有害性やリサイクル促進の観点から独立した区分を設ける場合、その処理責任について、排出者責任や拡大生産者責任との関係をどのように整理するのか。

### < 拡大生産者責任 > と < 規制のあり方 > との関係

拡大生産者責任により引取りを行う場合、市町村や排出事業者の処理責任との関係、区分を設けるかどうかについてどのように考えるべきか。